

国の緊急事態宣言を受けての事業者の皆様への知事メッセージ

新型コロナウイルス感染症については、国内外において、連日多くの感染者が確認される中、国においては、4月7日、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県など7都府県を対象区域とした新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令しました。

県といたしましては、今後、本県が緊急事態宣言の対象区域とならないよう、先に策定した「新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針」に基づき、感染予防や医療提供体制の整備など、県民の命と健康を守る各種対策を、全ての県民及び事業者の皆様と一致団結し、オールとちぎで、全力で取り組んで参りたいと考えております。

つきましては、事業者の皆様におかれましては、以下の点にご理解とご協力をお願いいたします。

- (1) 手洗いや咳エチケットなど事業所内での感染防止対策の徹底
- (2) お客様等の感染防止のための、「密閉空間」「密集場所」「密接場面」という3つの条件が同時に重ならないような工夫

引き続き、県民の健康被害はもとより、生活や経済への被害が最小となるよう、国や市町、関係機関等と連携し、各種対策に万全を期して参りますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和2(2020)年4月8日

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

栃木県知事

福田富一